

高萩・北茨城広域事務組合職員の定年等に関する条例

昭和60年3月9日

条例第2号

改正 平成13年3月7日条例第1号

令和元年10月9日条例第33号

令和5年3月24日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定年等)

第2条 職員の定年等に関しては、北茨城市職員の定年等に関する条例（昭和59年北茨城市条例第1号）の例による。

付 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

付 則（平成13年条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。